

組合員・利用者の皆様へ

精米業務に関する不適切事案について（第2報）

このたびの報道されました精米業務に関する不適切事案につきまして、ご心配とご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

5月23日、枚方市保健所より5月20日に実施された当組合精米施設への立ち入り調査の結果による改善指導がありました。

内容については、(1) HACCP に沿った衛生管理を実施すること (2) 鳥類等の動物の侵入について侵入防止対策を講じること (3) 施設全体の清掃計画を立て、鳥類の糞の汚染場所については清掃・消毒を行うことなどであります。

(1) については、HACCP に沿った衛生管理をこれまでも実施しておりましたが、不備事項があり、改善指導を受けたものであります。

また、当該施設の精米工程はパイプで繋がれており、玄米の投入時以外は米が露出することなく、その後に精米されるため、精米が汚染される可能性が極めて低く、出荷された精米を喫食することで健康被害が生じることは考えられないとの見解をいただきました。

当組合といたしましては、今回の指導に真摯に対応し、早急に適切な衛生管理態勢を確立する所存です。

なお、今回の枚方市保健所からのすべての指導内容を実施し完了するまで、すべての精米作業および出荷を停止します。

当組合は、早期の信頼回復に努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ窓口】

北河内農業協同組合 営農生活部 経済課

電話 072-868-8611

*受付時間は、休業日を除く午前9時～午後5時となります。

令和4年5月25日
北河内農業協同組合
代表理事組合長 中木 福義